

奈良県告示第二百三十四号

平成二十六年六月奈良県告示第百十一号（歳入の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。